

特別養護老人ホーム ひだまりの郷 利用料金表(2)

【各種加算等】宮代町地域区分：6級地を乗じて計算しております。(1単位=10.27円)

介護保険の自己負担額

	加算項目	日額			月額(30日で算出)			加算概要等				
		1割	2割	3割	1割	2割	3割					
基本加算	夜勤職員配置加算Ⅱ 2	19円	37円	56円	570円	1,110円	1,680円	夜勤を行う職員の数、最低基準を1人以上上回っている。				
	看護体制加算Ⅰ	5円	9円	13円	150円	270円	390円	常勤の看護師を1人以上配置している。				
	看護体制加算Ⅱ	9円	17円	25円	270円	510円	750円	看護職員を基準より1人以上多く配置し24時間の連絡体制を確保している。				
対象者加算	初期加算	31円	62円	93円	930円	1,860円	2,790円	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とするため、入居日から起算して30日以内の期間に算定(30日以上入院後再入居の場合も対象)。				
	外泊時費用	576円	1,151円	1,726円	※1ヶ月に6日を限度として算定			居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する。				
	入院または外泊時費用	253円	506円	758円	※1ヶ月に6日を限度として算定			病院への入院や外泊時、開始日の翌日から6日間を限度として算定する。				
	個別機能訓練加算Ⅰ	13円	25円	37円	390円	750円	1,110円	機能訓練指導員を1人以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画書を作成、				
	個別機能訓練加算Ⅱ	/			21円	41円	62円	それに基づいて計画的に機能訓練を実施している。				
	療養食加算				21円	39円	57円	630円	1,170円	1,710円	医師により疾患の治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供される場合。	
	経口移行加算	29円	58円	87円	870円	1,740円	2,610円	経管栄養から経口による食事摂取を進めるための支援を行う場合。				
	口腔衛生管理加算Ⅰ	/			93円	185円	278円	入居者の口腔の健康保持のため、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者ごとの状態に応じたケアを実施する。				
	口腔衛生管理加算Ⅱ				113円	226円	339円					
	看取り加算Ⅰ	/							看取り介護を行った場合。			
	死亡日以前31日以上45日以下									74円	148円	222円
	死亡日以前4日以上30日以下									148円	296円	444円
	死亡日の前日及び前々日									699円	1,397円	2,095円
死亡日	1,315円									2,629円	3,944円	
サービス提供体制加算(Ⅲ)	7円	13円	19円	210円	390円	570円	職員の割合の算出により、いずれかを加算。					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)							介護職員の賃金の改善等を実施。月総単位数の8.3%。					